

第 9 7 号議案

調停の申立てについて

上記の議案を提出する。

令和 2 年 6 月 2 3 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

調停の申立てについて

足立区は、下記により東京簡易裁判所に対し、民事調停を申し立てる。

記

1 相手方

千葉県流山市おおたかの森東四丁目 9 9 番地の 4

社会福祉法人高砂福祉会

理事長 篠塚 雅之

2 申立ての趣旨

相手方が足立区立東保木間保育園の管理運営に関する協定に基づき保有する積立金の使途や返還等の処理、及び今後使途が不明な積立金が発生しない方式への移行を求める。

3 申立ての理由

足立区立保育所の指定管理者は、足立区との協定に従い足立区立保育所を管理運営しているが、足立区が年度ごとに指定管理者に支払う管理運営経費の執行残額について、協定に基づき一部翌年度以降への繰越しが認められるほか、積立金として管理することとなっている。

この積立金は、足立区と指定管理者との協定により、指定管理を行う足立区立保育所の管理運営以外に使用することができず、指定管理者の収益とすることができないものであるが、足立区への返還等について定めがないことから、取扱いが不明確な状況が生じた。そこで、足立区は、積立金の一部返還とともに、管理運営経費の執行残額を指定管理者の保有とすることを認める内容の新協定への移行を提案し、

指定管理者との協議を実施してきた。

相手方が指定管理者である足立区立東保木間保育園については、総額 41,622,442 円（平成 30 年度末時点）の積立金が発生しているところ、相手方は、積立金の具体的な用途や最終的な残額の処理等についての意向を説明しないまま、積立金の一部返還に応じないにもかかわらず、管理運営経費の執行残額を相手方の収益とすることを認める旨の新協定への移行を求めたことから、合意に至らなかった。

そこで、相手方が保有する積立金の用途や返還等の処理、及び今後用途が不明な積立金が発生しない新協定への移行による適切な解決を求め、民事調停の申立てを行う。

（提案理由）

調停の申立てについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号の規定に基づき、区議会の議決を得る必要があるため、この議案を提出いたします。